

様式第4号(第6条関係)

平成28年度 第2回
奈良市入札監視委員会 定例会議審議概要

開催日	平成29年2月17日(金)	
開催場所	奈良市役所北棟6階 第18会議室	
出席委員	委員長 森 裕之 委員 小島 幸保 委員 中川 雅晴	
審議対象期間	平成28年6月1日～ 平成28年12月31日	
抽出案件	件数	(備考) 今回の会議では次のとおり審議が行われた。 1. 抽出案件について 入札番号 34,43(企業局) 50,182,2(奈良市) 2. 設計変更ガイドラインに基づく報告について 3. その他
一般競争入札	4	
指名競争入札		
随意契約	1	
合計	5	
委員からの意見・質問・回答等	別紙のとおり	
委員会による意見具申の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・入札の発注時期について、技術者が配置できにくい時期や工事が重ならない等を考慮して発注する必要がある。 ・変動型の入札制度においては、応札者が少ない場合、予定価格近くの高値で落札されるケースもある。変動型を採用する場合は、入札参加業者が多くなるよう参加要件を十分検討する必要がある。 ・設計変更を行う場合には、追加工事に対応するものか、設計変更に対応するものか十分検討する必要がある。 	

1 抽出案件について

委員長 本日も奈良市入札監視委員会よろしくお願ひします。

担当課 議案番号1番、工事名は、口径900耗送水管布設工事、履行場所は、京都府木津川市鹿背山地内、入札参加資格、土木一式工事の経審が1,000点以上及び過去の実績を参加条件とした一般競争入札です。

委員長 この案件の抽出理由は、一般競争入札の1者入札かつ落札率が高い点ですが、原因についていかがですか。

担当課 工事の概要は900ミリの送水管を布設する工事です。木津川沿いの企業局の、木津浄水場の付近で、京都府山城南土木事務所が2つ工事を同時に行う関係で、発注時期が悪く、また使用する管が特殊なもので材料費が設計金額の56%を占める利益率の低い工事であり、工事期間が約1年5か月と長期間の技術者の確保等を落札する側が思慮したことが、応札が少ない要因だと思っています。

委員長 どういった改善策が考えられますか。

担当課 他府県の土木事務所との連携により時期が調整できない中で、11月から年度を越えて監理技術者を長期間拘束するような工事を出したのは、致し方ない結果だとも思います。

委員長 それでは二つ目の案件に入りたいと思います

担当課 議案番号2、工事名は、口径40～20耗鉛給水管布設工事に伴う路面復旧工事、履行場所は、帝塚山一丁目地内他三箇所となっております。

委員長 これは応札者が多いのに落札率が高いので抽出しました。どういう風に考えていますか。

担当課 これは最低制限基準価格に対しての算出割合が99.7%で出てしまったために、安値で入れた業者が最低制限価格未満となり、それ以上の業者が、偶発的事故のように落札してしまったと思います。

委員長 これは変動型を入れると一定の確率で起こりうるものですね。これについて市の方で何か検討されていることはあるのですか。

事務局 これが最善と今も思っていないませんが、他に良いものがないので、他市の状況も調査しながら、検討中です。しかし、こういう高値で落札する確率がかかなり低く、奈良市の平均は全国でも低い方なので、懸念を持ちながらも続いているというのが実情であります。

委員長 まとめると、こういった案件は確率的には非常に低く、全体として落札価格は低位で推移している。つまり、全体としてみた場合は例外的であって、入札制度の運用で全体としての問題にはなっていないという理解でよろしいですね。ただし、課題として残されていると思います。

委員長 それでは次の案件にいきたいと思います。

担当課 契約番号3、工事名は街区公園（ゾーン8）除草業務委託、場所は千代ヶ丘一丁目地内他です。

委員長 これを抽出した理由は、除草業務委託事業は他にも沢山ある中で、一般競争入札で業者があまり重複してないのは、こういった入札のやり方をしているかを確認したいということです。

事務局 造園業者を経審の点数で4つにランク付けして、1つのランクで6ゾーン程度の入札になるので、ひとつの業者が6つ取ることも可能性としてはありますが、技術者等の関係でまずないと思います。

委員長 特定のランクの仕事だけ発注しないようにという配慮はされているのですね。偏った発注だと、自分が応札できないところの工事ばかりという不満も当然出てくるかと思われます。

事務局 街区公園のゾーン分けは分散されています。

委員長 今お話を伺って、奈良市はランクをつくることで、どの業者にも入るチャンスがあるように配慮しながら、工事の発注がされていると思います。バラけている理由是非常によく分かりました。では、次に移りたいと思います。次は入札番号182番です。

担当課 案件番号4番、工事名なら100年会館太陽光発電設備設置その他工事です。

委員長 これも応札者数があるが、落札率が高くなっている、開札録のご説明もいただけますか。

事務局 今回の落札結果で説明しますと、この工事は変動型なので、極端に高い数字と極端に低い数字は除い

て、その平均価格に95%という率をかけ市場価格として、それとモデル型価格を比較して、低い価格が最低制限価格になります。今回、結果的に2者が低い数値で応札して最低制限価格を下回り、それより上の金額の3者の中で一番低い業者が落札しています。

事務局 この工事の利益率は標準的ですが、低い金額で入れてきているのは、この工事をすることによって他の自治体での入札に参加できるような実績作りが目的だと思います。

委員長 この方式は、応札者が少ない中で標準偏差を求めても、外れ値がすぐに出してしまうので、5者の中から2者外してもどれだけ正当性が担保されるのかは疑問ですね。頑張っちゃんと低めに入れて業者がはじかれてしまうということが起こる可能性があります。

事務局 そのとおりです。ただ、一般競争入札で、経審の点数と実績を参加資格としていますので、告示後に、申請者数が判明します。指名競争入札でしたら、恣意的に業者数を確保できるのですが。

委員 変動型の場合で、入札率が高くなってしまっているという傾向はないですか。

事務局 傾向は特にないです。こちらも95%を掛けていますので。

委員長 これは本当に取りたいと思う業者は、このモデル価格で入れてくるわけですね。

事務局 そうです。だから、無難にモデル価格を入れてくるというケースが多々あります。それとあと一点、参加資格ですが、契約課の入札の担当と営繕の担当とで調整して厳しすぎる資格、実績にならないように気をつけています。

委員長 はい、分かりました。それでは最後の抽出案件になります。

担当課 議案番号5番、業務名は、橋梁定期点検業務。近鉄の軌道上の3橋の点検業務を随意契約しています。随意契約の理由は近畿日本鉄道の点検の際に、軌道敷へ立ち入りや安全確保及び列車の運行保全等の専門的技術や手続きが必要となりますので、当該営業線を運営している近畿日本鉄道株式会社の一級元請現場監督者が在籍する全日本コンサルタントへ委託したものであります。以上です。

委員長 これは随意契約になった理由を確認したいということですが、これは、通常の橋梁の点検ではないということですね。

担当課 そうです。点検する時間が最終電車から始発電車の1時間前までの大体夜間3時間でやる点検となります。この契約方法等については、県及び市町村と検討会を持ちました。方法論といたしまして、随意契約と近鉄本社に受託する方法があります。近鉄への受託は点検費にプラス8%の事務費がかかりますので、奈良市では随意契約としています。

委員長 特殊な話であって、県とか県内の市町村で検討会も持ち、進め方を決めている。

事務局 どこの行政も同じでしょうが、これを一般競争入札でやって、全然違う業者になった時に近鉄やJRと交渉できず、もうまったく仕事にならないということにもなるかもしれません。

委員長 何かあったときの責任とか考えるとそうですね。行政としてできることは請負の金額の交渉ですね。言い値ですか。それとも、かなり交渉されるのですか。

担当課 内容を見て使える歩掛りは全部こっちで指定して、満額をそのままのせているわけではないので、その努力はさせて頂いております。

委員長 なるほど。根拠を持って交渉するしかないということですね。いかがですか、内容としては良く分かった気がします。この案件もこれで終了させて頂きます。どうもありがとうございました。これで抽出案件については全て終了です。全部を通して何かありますか。よろしいですか。

2 設計変更ガイドラインに基づく報告について

委員長 それでは次第の2に入っていきたいと思います。設計変更ガイドラインに基づく報告について別添資料に基づき、事務局の方から説明していただけますでしょうか。

担当課 工事名は都祁小学校校舎増築その他工事です。設計変更の内容は、地元自治体等から既設校舎の特別教室等のリニューアル工事の要望があり、必要であると判断したため、壁、床等の改修を同時に施工したものです。

委員長 設計変更は不正事案に繋がる可能性があるので出してもらいました。金額が大きいです。

委員 これは計画の追加のように見えますが、どうしてここで出てきたのですか。

事務局 学校規模適正化事業の一環で、4つの小学校をこの都祁に統合する事業の一環です。その中で、地元やPTAの要望に優先順位をつけて精査した中で要望として上がっています。

委員長 要望を受けた中で5%未満であれば、設計変更でプラスできるので、また状況を見て加えますという形で進めていったという理解でよろしいですか。

事務局 本来は、予算組みの時点で入れるべきですが、予算要求の段階で4月からの開校が決まっていなかった。その後4月開校が決まったので、地元等の要望を全部入れることが難しかったのだと思います。これがいいという訳ではなく特例的なものと思います。

委員長 こういったやり方が続くといけないので、いかに例外的で正当なものかを確認する必要があります。こういった形で進めざるを得なかったが本来的には望ましくないと。それを財政課にも説明していく必要がある。

事務局 そういった意見もありました。要するに追加工事とするのか、変更の範囲内で認められるのか。その見極めもしなくてはならない。入札の方の担当課としては、入札監視委員会での指摘をヒアリングの場で、財政の方にも申し入れます。

委員長 そうですね。今回としては、事情は一応説明を受けて、内容についても理解できるが、本来的には望ましくないと。入札監視委員会の意見として、こういったやり方が拡がらないように市の内部で対応してくださいと申し添えさせて頂いたということで良いかなと思います。よろしいですか。

事務局 必ずそうさせていただきます。

委員長 はい、ありがとうございました。それではその他です。

3 その他

担当課 今回説明させていただくのが、契約後VEという方式についてです。契約後VEというのは工事の受注者から請負金額の低減を伴う技術提案を受けて、市がそれを採用した場合に低減した設計額の一部を受注者の方に事務費として支払う制度です。先日、市長に説明して市としても、契約後VEを進める了承を得ています。

委員長 要するに工事の内容をあとで変えるのですよね。入札は決められた事業内容に対して、安い業者が取ると、これは誰が見ても公平だと思うわけです。でも、安くなるからといって工事の中身を変えてしまうと、当初の入札の条件自体を変えてしまう。この工事だったら高かったが、提案された工法なら提案の業者より安く出来たみたいなのが起りうると思います。

担当課 確かにそういった問題ははらんでいます。

委員長 本来的には、当初から最高の技術で一番安くできるものが行政から出てくるのが一番いいわけですよね。そのためには、そのノウハウを行政の方が蓄積していく仕組みが必要だと思います。

担当課 本来は、当初から一番良いものを出せば良いのですが、技術革新が進んでいてコンサルとかがその設計の段階でその情報を十分に知ることができないことが考えられますので、そこではゼネコンの力の見せ所というか、技術を提供してコスト縮減の可能性があるので、要領を作成したいと思います。

委員長 提案等を受けて次の設計等に活かしていくためには、それらを理解してチェックしていくような技術者や体制も一定必要だと思うのですが、そのような技術者等の体制はあるのですか。契約後VEを上手く奈良市の行政につなげていくためには、併せてその提案も市長に対してしていくと。

担当課 一応はそういうふうな組織というのは想定します。

委員長 今、議論している中で、懸念はほとんどないと感じました。要するに契約後VEっていうのは案件が決まっているわけだから、それが認められるかどうか分からないので、その工事を前提にやってくるだろうし、もし契約後VEが実現したら、それは奈良市の方のノウハウとして合理化して、また、内容がつまってきたら是非報告してください。

事務局 そうしましたら、もう一点事務局から。入札制度改革ということでご意見いただいた最低制限価格の算出モデルですが、奈良市はまだ公契連20年度モデルなので、事務局としては上げていきたいと検討中でした。昨年度末に業者の団体から市長に対して要望が出まして、そのうちの1点が最低制限価格の引き上げでした。それについて市長は財政状況が思わしくないということでその引き上げについては、とりあえず据え置きという形で結論が出ましたのでその方向で業者にもお答えすることになるのかと。それで残る検討課題は3%ルールや変動型の制度の弊害が出ていますので、こういうものについての代案とかは引き続き検討させていただきます。契約課の連絡事項は以上です。

委員長 はい、ありがとうございました。今回これで終わりです。